

令和6年5月31日

(一社)東京都トラック協会多摩支部 NO.386

「運送約款」のホームページ掲載義務化について

東京都トラック協会より、【 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一を改正する法律(令和5年法律第63号) 】により、貨物自動車運送事業法が下記の通り、改正される旨連絡がありました。

常時使用する従業員の数が20人を超えるトラック運送事業者については、「運送約款」の店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載することが原則義務化されました。

該当する会員事業者で、自社のウェブサイトに掲載される場合には、東京都トラック協会の該当ページよりPDFをダウンロード出来ますので、是非ご活用ください。

<https://www.totokyo.or.jp/archives/30807>

※ ダウンロードには会員パスワードが必要となります。

パスワードにつきましては機関紙「トラック時報」をご確認下さい。

=====

また、令和6年5月31日時点の、各種帳票類の最新改正・改訂年月日についても記載致しますので、こちらも併せてご確認ください。

- ・ 標準貨物自動車運送約款 : 令和6年 3月22日
- ・ 運行管理規程 : 令和6年 5月
- ・ 整備管理規程 : 令和5年11月

尚、多摩支部におきましては、上記帳票類の販売についても行っております。

購入をご希望される支部会員事業者におかれましては、支部まで在庫状況をお問い合わせの上、ご来所のほどお願い致します。

※ 運賃表につきましては取り扱いございません。ご了承下さい。

お問い合わせ先：東京都トラック協会多摩支部

☎042-524-3469